

不当労働行為の審査

労働者が団結して労働組合をつくり、団体交渉、争議行為その他の組合活動をする事は、正当な労働者の権利として憲法で保障されています。

これらの労働者の権利を具体的に保護するため、労働組合法は、使用者の次のような行為を不当労働行為として、禁止しています。

そして、使用者がこれらの行為を行った場合には、労働者委員会に、その救済を申し立てできるようになっています。

ただし、その行為のあった日から、原則として1年以内に申し立てなければなりません。

▼ 労働組合法第7条

7条	種別	禁止されている使用者の行為
1号	不利益取扱い	組合員であることや、正当な組合活動をしたことなどを理由に、解雇、不当な配置転換、賃金差別その他の不利益な取扱いをすること。
	黄犬契約 (こうけん又はおうけんけいやく)	組合に加入しないことや組合から脱退することを雇用条件とすること。
2号	団体交渉拒否	正当な理由なく団体交渉を拒否すること。
3号	支配介入	労働組合の結成や運営を妨害したりすること。
	経費援助	労働組合の運営に要する費用を援助すること。
4号	報復的不利益取扱い	労働委員会に不当労働行為救済申立てをしたことや、労働委員会で証言したことを理由に、解雇、不当な配置転換、賃金差別その他の不利益な取扱いをすること。